

<公告>

## 住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する公告

生活クラブ生活協同組合 茨城の定款第 10 条 2 項にもとづき、住所の変更届を 2 年間行わなかった当生協の組合員（以下、組合員といいます。）は脱退の予告があったものとみなし、「みなし自由脱退対象者」とさせていただきます。

（今回のみなし自由脱退の条件）

過去 5 年間利用実績がなく配送を通じたお知らせのお届けができず、生活クラブからの郵便物が 2019 年と 2020 年の両年において宛先不明で返送された組合員です。

「みなし自由脱退の対象」となっている方は、共同購入センターに備え付けの住所不明組合員名簿に掲載されています。お心当たりのある方は、お手数ですがセンターでご照会ください。

センターで照会をご希望の際は、事前に来協日時を本部総務部までご連絡ください。来協当日には、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちいただきます。また代理人の方が来協する際は、委任状（本人の自署あるもの）、本人の確認書類、代理人本人の確認書類の 3 種類をお持ちいただきます。

もし、この名簿にお名前が掲載されている方で、住所確認のとれた方については、みなし自由脱退の対象者から除外されますので、お心当たりの方は至急ご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

3/22（月）までにご連絡いただけなかったみなし自由脱退の対象者については、2021 年 3 月理事会にて「みなし自由脱退者」として年度末脱退の手続きを行わせていただきます。

なお、今回脱退手続きをさせていただいた方で、後日住所確認ができた場合、払込済出資金額の払戻しをさせていただきます。

2021 年 2 月 1 日  
生活クラブ生活協同組合 茨城

お問い合わせ先：本部 総務部 TEL：029-874-8510  
9 時～17 時（土日を除く）